

住まいの耐震性をチェック!



木造住宅無料耐震診断

地震はいつどこで発生してもおかしくありません。滋賀県は活断層の密集地です。特に滋賀県に深刻な被害をもたらすと考えられている琵琶湖西岸断層帯による地震や東南海・南海地震の発生が危ぶまれています。

また昭和56年5月以前に建てられた建物は、現在の耐震基準に比べ、基準が緩やかであったため、地震に対する危険度が高く、大きな被害を受ける可能性があります。地震の発生は食い止められませんが、「住宅の耐震化」によって、倒壊による被害は大幅に減らすことができます。まずは、無料の耐震診断を受けて住まいの状態を知り、対策を練ることが大切です。

市では、申し込みのあった住宅に、専門の診断員(県主催の養成講習会を受講した建築士)を派遣し、無料の耐震診断を行っています。次の条件を満たす住宅にお住まいの方は、お早めにお申し込みください。

■対象建築物(次の条件すべてに合うもの)

- 市内の木造住宅
- 昭和56年5月31日以前に着工され完成しているもの

- 階数が2階以下かつ延床面積が300㎡以下のもの
- 延床面積の半分以上を住宅として使っているもの
- 木造軸組工法のもので、枠組壁工法、丸太組工法でないもの

■対象者……………市内在住の住宅所有者

■実施予定件数……50件(受付順)

■申込手続きに必要なもの

- 印鑑
- 住宅の建築時期、延床面積、所有者のわかる書類(固定資産税名寄帳兼課税台帳、建築確認通知書、登記済証など)

■申込窓口……………都市計画課または各支所

※診断の結果、倒壊する可能性が高いと判定された場合、改修工事費の一部を補助する制度があります。工事をされる前にご相談ください。

問い合わせ 都市計画課 都市計画担当

☎ 65-0719 ☎ 63-4601

人は変われる。一緒なら。

7月は、社会を明るくする運動の強調月間です。

「おかえり。」の気持ちが犯罪や非行を繰り返させない
第一歩になるのです。更生保護は、この街に住む
一人ひとりが、真摯に取り組んでこそ生きる活動です。

甲賀市実施委員会の 取り組み

○法務大臣メッセージ伝達式
(7月1日、社会福祉センターにて)

○市内の駅、大型量販店店頭等
での街頭啓発(7月1日)

○のぼり旗の設置およびポスター掲示

○有線放送、防災行政無線、甲賀ケーブルネットワーク、電光掲示板、広報車等による広報

○社会を明るくする運動の作文募集(市内小・中学生対象)

○ミニ集会、一般公開ケース研究会の実施(市内各地で開催)

○中学生からの標語募集と優秀作品の掲示

問い合わせ 第59回「社会を明るくする運動」甲賀市実施委員会

(社会福祉課) ☎ 65-0700 ☎ 63-4085